総務委員会会議記録

総務委員会委員長 岩渕 誠

1 日時

令和2年10月26日(月曜日)

午後1時1分開会、午後2時0分散会

(休憩 午後1時19分~午後1時20分、午後1時28分~午後1時56分、 午後1時58分~午後1時59分)

2 場所

第1委員会室

3 出席委員

岩渕誠委員長、佐々木宣和副委員長、佐々木順一委員、郷右近浩委員、岩崎友一委員、武田哲委員、工藤大輔委員、中平均委員、飯澤匡委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

赤坂担当書記、横道担当書記、阿部併任書記、大森併任書記、多賀併任書記

- 6 説明のために出席した者
- (1) 総務部

白水総務部長、千葉理事兼副部長兼総務室長、村上参事兼人事課総括課長、戸田法務・情報公開課長

(2) ふるさと振興部

佐々木ふるさと振興部長、箱石副部長兼ふるさと振興企画室長、川村企画課長

(3) 復興局

大槻復興局長、菊池副局長、大坊復興推進課総括課長

7 一般傍聴者

2名

- 8 会議に付した事件
- (1) 請願陳情の審査

受理番号第23号 3月11日を岩手県民の日「大切な人を想う日」とすることについての請願

- 9 議事の内容
- ○岩渕誠委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により、 会議を行います。 受理番号第23号、3月11日を岩手県民の日「大切な人を想う日」にすることについて の請願を議題といたします。

審査に先立ち、委員の皆様に御報告いたします。

本請願につきましては、さきの当委員会において、請願者から願意を聴取することとされたところであり、去る10月20日、当職及び佐々木宣和副委員長において、請願団体の代表発起人である岩手県商工会議所連合会会長、谷村邦久氏に願意の確認をいたしました。その結果、まず、1点目として、条例の制定時期についてですが、本請願は、来年の3月11日までに条例制定を求めるものか、仮に来年の3月11日以降の条例制定となった場合、願意は達成されるかについて確認しましたところ、来年の3月11日までの条例制定を求めることが発起人である各団体の共通した意見であり、条例制定が3月11日以降となった場合、願意は達成されないとの説明があったところであります。

次に、2点目として、条例の名称に関してですが、3月11日を岩手県民の日と位置づけることについて及び条例の名称が請願の趣旨に沿う別な名称となることについての考えについて確認しましたところ、岩手県民の日という文言にはこだわらない、大切な人を想う日という名称は、過去、現在、未来という永続的な意味を込めた名称であるが、過去の1点にこだわるのではなく、永続的な意味を持つ表現があれば別な名称となっても構わないとの説明があったところであります。

御報告は以上でございます。

それでは、本請願に対し、質疑、意見はありませんか。

○佐々木順一委員 まず正副委員長に御礼申し上げたいと思います。請願の意見聴取となれば、通常は、紹介者に出席を求めてこの委員会で聴取すると、それがかなわない場合は請願者においでいただいてというのが通例でありますが、今回は9月定例会の会期中ということであり、また、本請願は事柄の性格上急を要するということでありましたので、さまざま窮屈な日程にもかかわらず、正副委員長におかれては、請願団体の代表者にお会いして、意見聴取をされて、今御報告いただきましたことに、心から感謝を申し上げたいと思っております。

その上で質問をさせていただきますが、まず一つは、岩手県民の日にはこだわらないということについてであります。請願の中には明記されておりますから、恐らく採択の対象にはなると思いますが、条例化の対象にはならないと、こういう理解でよろしいのか。すなわち、あれは例えで引用したものであって、条例化の対象ではありませんよということでよろしいのか、委員長にお伺いいたします。

○岩渕誠委員長 ただいまの御質問につきましては、今御報告したとおり、まず、県民の日の捉え方についてお尋ねしたところ、請願団体の代表から、いろいろな議論があることは承知しているが、県民の日という文言にはこだわらないというお話があったところであります。

加えて、私のほうから理解を促すために、例えばこの県民の日というのは、いわば枕言葉的なものだと理解していいのかとお聞きしましたところ、そうだという御発言でありました。

○佐々木順一委員 そういうことなようでありますので、各委員の皆様方、御理解をいただきたいと思います。

それでもう一つ、今現在、過去、未来という永続的な意味を込めたと請願者の発起人代表は述べられたということであります。それからもう一つ大事な点は、過去の1点にこだわることなくということでありますが、なかなか意味合いの深い、また幅が広い表現であります。請願者から、これについて何らかの解説がなされたのかどうか、もし解説的なものがなされたのであれば、それを御報告いただければ幸いであります。

○岩渕誠委員長 これは先ほど申し上げたとおりの部分でありますが、特に請願者として、この思いを大切にしてほしいと思うものがありますかとお尋ねをしましたところ、現在、過去、未来ということを大切にしてほしいと。10年の区切りに制定するというのは、県民のみならず、日本国民、世界の方々に共鳴を得られると思う。だから、今決めないでいつ決めるのだと、このように発言なさっておられます。意味づけというところになりますと、そういうところかと思います。

○佐々木順一委員 いずれ請願の本質は、来年の3月11日を条例化して迎えたいと。これが願意の本質的なテーマ、極端なことを言うとこれのみという理解でよろしいですね。

- ○**岩渕誠委員長** 私はそのように受けとめたところであります。
- **○佐々木順一委員** その上で、執行部に若干お聞きいたします。先行県である福島県と宮城県の条例の状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。
- ○大坊復興推進課総括課長 ただいま、先発県の動向についてのお尋ねがございました。 まず、制度制定済みであります宮城県におきましては、東日本大震災の犠牲者に対する 追悼の意を表し、記憶を風化させることなく後世に伝え、震災の復興を誓う日として、み やぎ鎮魂の日を定める条例を平成25年3月26日に公布し、同年4月1日から施行してお りまして、3月11日をみやぎ鎮魂の日と定めております。

また、福島県におきましては、一部報道によりますと、県議会の一部会派が中心となりまして、東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所の事故が起きた3月11日を、犠牲者の鎮魂と復興への誓いを新たにする日として条例化を視野に、県の日として制定する動きがありまして、制定を目指す条例案では、追悼関連行事など、3月11日に適した事業の実施を県に促す内容を想定していること。また、最大会派の自民党、公明党が発災から10年の節目となる来年の3月11日前の条例制定を視野に、日の名称を含めた条例案の作成に向けた調整を始めたとのことであります。

○佐々木順一委員 それでは宮城県の条例について、内容を御存知であればお知らせいただきたいと思います。

○大坊復興推進課総括課長 東日本大震災の犠牲者に対する追悼の意を表し、記憶を風化させることなく後世に伝え、及び東日本大震災からの復興を誓う日として、みやぎ鎮魂の日を設けることを第1条の趣旨に規定しまして、第2条で、みやぎ鎮魂の日を3月11日とすること。第3条、県の取り組みとして、みやぎ鎮魂の日の趣旨を広く普及するとともに、その趣旨にふさわしい取り組みを行うよう努めることや、取り組みの実施に当たって、市町村やその他の団体との連携に努めること、市町村その他の団体の行うみやぎ鎮魂の日の趣旨にふさわしい取り組みの県民周知など、必要な協力を行うことが規定されているほか、第4条、県民の取り組みとして、みやぎ鎮魂の日の趣旨にふさわしい取り組みを行うよう努めることと規定しております。

○佐々木順一委員 シンプルな条例ですね。当然、この種の条例はあまりたくさんのものではないわけでありますから、シンプルな条例であるということを確認いたしました。

それでは、前回も話題になりましたが、復興局長から条例化に向けての作業スケジュールについての答弁がありましたが、さらに具体的にお伺いいたします。

この種の条例にとって最も大事なのは、中身もさることながら、手続の中で、特にパブリックコメントを何日かけるのか、そして、それはもう当然、決められた手続でありますから、一定の期間それでとられると。もう一つ、最も大事な県民に周知する期間もやはり一定程度確保しないとまずいと思うのです。それらも含めて、どういうスケジュールになるのか。また、周知期間について、県のお考えといいますか、見解があればお示しいただきたいと思います。

○大槻復興局長 執行部から提案する場合のスケジュールでありますが、通常新規の条例 案に係る議会への議案の提案のプロセスとしましては、提案する定例会の前の定例会で、 今回の場合は、次回の12月定例会の議案等説明会におきまして、条例案の素案についてお 示しをいたしまして、常任委員会で条例素案に係る御意見等を頂戴いたします。その後、 必要に応じてパブリックコメントを実施し、精査の上、2月定例会に条例議案として提案 するプロセスを踏むことになろうかと思っております。

その際、東日本大震災津波から10年となる、来年の3月11日の前に条例を成立させ、 県民等への周知期間を確保するスケジュール等を考慮するとなりますと、2月定例会にお きまして先議をしていただき、招集日の議決と、早期の条例成立に向けた取り組みをいた だきたいと考えているところであります。そうすれば、大体1カ月ほどの周知期間を設け られると考えております。

一方で、可能な限り早期の条例制定を図りまして、県民への周知期間を確保する必要があるという御判断で、例えば12月定例会において条例議案の提案が可能かどうかという話になりますと、執行部提案の場合は、今回の条例についても、パブリックコメントの指針に沿った手続に努める必要があるのですが、例えば、議会におきまして、今回の請願が経済団体を初めとします各界の代表者から成る請願であることや、県議会の全会派が紹介議

員として御賛同いただいている状況があるということを踏まえて、パブリックコメントの 実施に及ばないとの御判断をされるのであれば、その手続に必要な期間が不要になります ので、技術的には可能だと考えております。

○佐々木順一委員 はい、わかりました。パブリックコメントの付す期間、これは一応内 規で決まっていると思いますから、それが何日間かということと、今、執行部提案の前提 で復興局長が御答弁されましたが、議会も、我々の決め方次第で、パブリックコメントに ついて、省略と言ったら失礼な話でありますが、そういった判断を議会がするのであれば、 それはそれで、有効という表現も悪いのですが、そういう選択もあり得るということであ りますか。

○大槻復興局長 まず、パブリックコメント等の指針のほうを先に申し上げたいと思いますが、パブリックコメントにつきましては、執行部で指針がありまして、それに基づいてやらせていただいております。基本として対象となるのは、県民に義務を課し、または権利を制限する条例や制度の制定改廃ということになります。ですので、基本的にはこういった条例はこれに当たらないとは思いますが、一方で、パブリックコメントの制度の趣旨に照らしてこの手続を行うことが望ましいものについては、当該手続に努めるという表現がありますので、そういったことも述べさせていただいております。

また、その期間につきましては、1カ月の例でありますが、物によりましては2週間とか、そういうものもございます。

それから、議会のほうのお取り組みという御質問でありますので、例えば議会では、岩手県議会基本条例に基づきまして、議員発議による条例が、平成15年から平成31年まで14件制定されております。岩手県議会基本条例のほうでは、第5条に、議会は、次に掲げる方法により、県民参加の機会の充実を図るものとするということで、参考人制度及び公聴会の積極的活用、議会と県民との意見交換の場の設置、政策立案等に際しての県民からの意見の聴取、それから前3項に掲げるもののほか、議長が必要と認める方法ということになっております。そして、県民参加の機会の充実を図る方法として、この第3のところで、政策立案等に際しての県民からの意見聴取を規定しておりますので、その手法の一つとして、県の執行部で定めているパブリックコメントの制度の実施に関する指針を活用されて、やられているものではないのかと承知しております。

○**岩渕誠委員長** ほかにありませんか。

〔「質問はないよ」と呼ぶ者あり〕

○岩渕誠委員長 ほかになければ、本請願の取り扱いを決めたいと思います。本請願の取り扱いは、いかがいたしますか。

[「採択」と呼ぶ者あり]

- ○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。
- ○佐々木順一委員 討論はないの。

○岩渕誠委員長 休憩します。

「休憩]

〔再開〕

- ○**岩渕誠委員長** 再開します。本請願の取り扱いはいかがしますか。
- ○佐々木順一委員 前回総務委員会で、願意を確認する必要があるということで、委員長が今報告した事柄について確認したわけであります。おおむね前回の総務委員会の空気とすれば、疑問点があるので、その疑問点に対して報告があって、それで納得すれば、おおむね全員賛成のような私は受けとめ方を──これは私の受けとめ方でありますから。そうしたところであります。

私は、これは即採択すべきだと思っております。というのは、請願者が、復興創生期間の10年が終わる一つの集大成として、ぜひ条例化をして来年の3月11日を迎えたいと、こういう趣旨であろうと理解しました。また、物理的施設とすれば、陸前高田市に国営の追悼祈念施設が去年開設したわけであります。これは追悼、鎮魂の施設といえども、あくまでも物理的施設であります。精神的施設と言ったらいいのでしょうか、支柱と言ったらいいか、それがまだ未整備なわけでありますから、それが今度の3月11日を条例化で迎えたいと。そうすることによって、復興に向けて、風化させることなく、そういう精神的支柱、モニュメントと言ったらいいのでしょうか、そういったものが今度の条例で裏打ちされた3月11日になると、こう思っております。ぜひ、物理的施設が整備されたものですから、もう一つ、県民の心のよりどころと言ったらいいのでしょうか、そういった精神的施設の象徴でもある3月11日、条例化で、これを永久的につないでいくと。そういう趣旨の願意、請願であると思っておりますので、私は、即採択をして、そして議会の役割として、3月11日の条例化に向けて最も有効なやり方――執行部でやるのがいいのか、議会でやるのがいいのか、それはここでまた諮ればいいと思いますので、どちらにしろ、ぜひこれを採択して、請願者の期待に応えるのが我々議会の役割だと思っております。

改めて正副委員長が伺いに行ったことによって、請願者は議会でやってくれるのではないかと、こういう期待も寄せたものと思っておりますので、ぜひ採択していただくように、 私は、自分の意見を表明したところであります。以上であります。

- ○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。
- ○佐々木宣和副委員長 私も請願者からヒアリングをさせていただいたという立場でありますが、まずこの委員会で話題になったこととしては、10年という節目に合わせてこの条例を制定するのかというところと、県民の日という部分の取り扱いに関してはなかなか難しい部分があるのではないかというところ、また大切な人を想う日というタイトルであったりというところで質疑があったと認識しているところであります。

何にしても、岩手県としては3月11日というのは非常に特別な日でありますし、請願者、 各団体、各分野で復旧、復興というものに真摯に取り組まれていた方々から、そういった 思いを強くいただいたところでありまして、何とかこの 10 年という節目に、こういった条例を制定したいという強い思いをまた新たにしたところであります。

ただし、スケジュール的なところで言いますと、かなりタイトであることは事実でありまして、議員発議でやるのか、また執行部発議でやるのか、パブリックコメントの話も出ましたが、それらをしっかりと精査した上で、来年の3月11日に向けて整理をしながら、何とか委員の方々にも協力していただきながらこの条例を制定したいと思っているところであります。

- ○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。
- **○工藤大輔委員** 私も前回、継続を求めましたが、それはこの請願に対して会派で深く向き合いながら、請願に関する課題等があるのかないのか、どうすればよりよいものができていくのかどうかということをかなり会派のほうで議論をしながら、先般の委員会の場で発言をしたようなことを執行部等にも確認したところでもありました。

執行部の答弁等を聞きましても、やはり請願者の趣旨、また真の思いというものを確認 しなければならないと思い、正副委員長に汗をかいていただいたところであり、その件に つきまして感謝申し上げる次第であります。

そもそも会派のほうでも、この請願には反対ではなく、趣旨とすれば大いに賛成すべき ものであって、我々にとりましても、3月11日を後世にどう伝えていくかというものは、 非常に大事なテーマであったと思います。

議会でもさまざま3月11日の取り組み、また10年目以降の取り組みということについて執行部にも求めてきたところでもあり、この条例を制定し、その日を後世に伝えていく、教訓を伝えていくということは、非常に必要だと思っています。

そういった中では、立場としても、この委員会におきまして賛成をしていきながら、さらに、当初は6月であったとしても、震災から10年の3.11をきっかけにということにもなりますから、決して今度の3月11日にこだわらなくても問題ないのかなと思っていましたが、請願者の趣旨がその日に間に合わなければということであれば、できるだけその日程に合うような形に、議会のほうでも努力をしていきながらつくっていくことについては賛同したいと思いますので、この場で請願について採択をしていただきたいと思います。

○飯澤匡委員 皆さんが多くの思いを込められて、ほぼ私も同じなのですが、いずれにいたしましても前回継続にして、日にちの限定であるとか、名称、それから岩手県民の日としての認識等については、正副委員長がほぼ完璧に我々の疑問を消していただいて解決をしたということで、継続した意味があったのかなと思っております。

もとより紹介議員にもなっておりますので、趣旨には賛成をいたすところであります。 ただ、この願意を満たすためにはどのような方式でやったらいいのかという次なる課題 が待ってますので、これはこれで大変な作業かなと思っていますが、皆さんの知恵を拝借 して、よりよきものにしたらいいのかなと思います。 ○岩渕誠委員長 一旦休憩します。

[休憩]

〔再開〕

- ○岩渕誠委員長 再開をいたします。ほかに、本請願の取り扱いについて、御意見ありませんか。
- **○佐々木宣和副委員長** 休憩中の話もありましたが、実際そのスケジュール的なことを踏まえて、この総務委員会で検討した上で、条例制定を目指すことがいいと思います。
- ○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

- **○岩渕誠委員長** 皆様からは、採択との御意見がありますが、これに御異議ありませんが、 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- **〇岩渕誠委員長** 御異議なしと認め、よって、本請願は採択と決定いたしました。

以上で本日の審査を終わります。執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、今後の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、今後の委員会運営についてお諮りいたします。

先ほどの請願陳情の審査において、当委員会において、条例制定に係る調査を行うべき との御意見がありました。つきましては、閉会中の委員会を開催することとしたいと思い ますが、これに御異議ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

次に、調査項目を決めたいと思いますが、これについて御意見はありませんか。

[「決まってるじゃない」「条例案だ」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 休憩します。

〔休憩〕

〔再開〕

- ○岩渕誠委員長 それでは、再開します。調査項目について御意見はありませんか。
- **○佐々木宣和副委員長** (仮称) 3月 11 日に関する条例の検討としてはいかがかと思います。
- ○岩渕誠委員長 ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○岩渕誠委員長 それでは、調査項目は、(仮称) 3月11日に関する条例といたしたいと 思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**岩渕誠委員長** 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細につきましては、当職に御一任願います。

追って、継続調査と決定いたしました件につきましては、別途議長に対し、閉会中の継 続調査の申し出をすることといたしておりますので、御了承願います。

また、次回の委員会につきましては、日程を調整の上、追ってお知らせいたしますので 御参集願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。